

出水市病院事業経営分析システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

本業務は、医事データを活用した現状分析を詳細に行い、他院との比較等により出水市病院事業（以下「当院」という。）の状況を客観的に把握することで改善点を可視化し、早急に課題解決を図ることで収益の最大化を図るため、経営分析システムを導入するものである。

この要領において受託者を選定するためのプロポーザルの実施に関する必要事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

出水市病院事業経営分析システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」を満たす経営分析システム一式を納入すること。

(3) 納 期

平成31年3月15日まで

(4) 納入場所

出水総合医療センター

(5) 事業上限額

10,476,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 事業担当課

出水市病院事業事務部経営企画課

4 参加表明書等の提出先

〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地

出水総合医療センター事務部経営企画課

電話 0996-67-1611

FAX 0996-67-1661

メールアドレス mail1@hospital-city.izumi.kagoshima.jp

5 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日現在において、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成20年出水市告示第69号）第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年出水市告示第70号）第3条の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始若しくは、更正計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）ではないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 九州管内に本社、支店又は営業所等を有すること。

6 実施スケジュール

	項目	日程	備考
1	公募開始	11月6日(火)	当院ホームページ
2	参加表明書の提出期限	11月13日(火)	
3	質問書の受付期限	11月16日(金)	電子メール 又はFAX
4	質問への回答期限	11月20日(火)	随時回答するが、回答 期限を示したもの。
5	企画提案書等の受付期限	11月27日(火)	
6	第1次審査(書類審査)	11月28日(水)	
7	第2次審査	12月5日(水)	
8	審査の結果通知・公表	12月7日(金)	電子メール
9	契約締結	12月10日(月)	

※ スケジュールは変更になる場合がある。

7 実施要領等の配布

実施要領、参加申込書等の様式は、当院ホームページからダウンロードすること。

8 参加申込書の提出

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、提出期限までに参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類 参加申込書(様式1)

- (2) 提出期限 平成30年11月13日（火）午後5時15分
- (3) 提出方法 持参及び郵送（郵送の場合、簡易書留に限ることとし、提出期限までに必着とする。）
- (4) 提出先 出水市病院事業事務部経営企画課

9 質問の受付期限及び回答

(1) 質問書の受付

- ア 提出書類 質問書（様式2）
- イ 提出期限 平成30年11月16日（金）
- ウ 提出方法 電子メール（mail1@hospital-city.izumi.kagoshima.jp）
又はFAXで提出すること（提出後は必ずエの提出先へ電話連絡すること。）。
- エ 提出先 出水市病院事業事務部経営企画課
電話 0996-67-1611

(2) 質問への回答

- ア 回答期限 平成30年11月20日（火）午後5時15分
※ 随時回答を行うが、最終回答期限を示している。
- イ 回答方法 提出されたすべての質問及びその回答について、当院ホームページに公表する。

10 提案書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書とは別に、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 見積書（様式3-1）
別紙「特記仕様書」を満たすシステム一式の導入費用を対象とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。
- イ 見積明細書（様式3-2）
システム保守については本業務の対象外であるが、導入後に要

する経費として評価対象とする（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）。なお、本システム稼働後5年間（平成31年4月～平成36年3月）、「出水市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に基づき、複数年契約を予定している。

ウ 提案書（任意様式）

仕様書等の記載内容を十分に理解した上で、当院に最適な経営分析システムを導入するための提案書を作成すること。提案書は、別紙「出水市病院事業経営分析システム導入業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）の評価項目に沿って作成すること。

- ① 1者1提案とする。
- ② A4サイズ両面印刷とし、ページ番号を記載すること。
- ③ 表紙、裏表紙及び目次を含み、15枚（30ページ）以内とする。

エ 導入実績書（任意様式）

別紙「特記仕様書」Ⅱ原価計算1基本要件(1)及び(2)を確認するため、それぞれについて導入一覧表を作成すること。

オ 納入スケジュール（任意様式）

納入期限までのスケジュールを示すこと。

カ 会社概要書（任意様式）

主要業績、直近の経営現況等をA4サイズ1ページにまとめること。

(2) 提出書類に係る注意事項

ア 各書類は2穴綴じとし、紐綴じ等の簡易な方法で綴じた上で、(1)のアからカの順番に並べること。

イ 正本（商号又は名称及び代表者氏名を記入し、社名を押印したもの）を1部、副本（正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入、社印を押印していないもの）を5部提出すること。

(3) 提出期限 平成30年11月27日（火）午後5時15分

- (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合、簡易書留に限ることとし、提出期限までに必着とする。)
- (5) 提出先 出水市病院事業事務部経営企画課

11 審査基準及び審査方法

(1) 審査方法

第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション、デモンストレーション(以下「プレゼン等」という。))及び質疑応答)を実施する。

第1次審査は、経営企画課が書類審査を行い、第2次審査は出水市病院事業経営分析システム導入業務選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、審査基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、参加表明者が1事業者であった場合でも、事業者の選定は有効とする。

また、選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

(2) 第1次審査

ア 審査内容

審査基準に基づき、提出書類の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査の参加事業者を原則上位2事業者選定する。

イ 審査結果

平成30年11月30日(金)までに、参加表明者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査

ア 実施予定日

平成30年12月5日(水)

イ 出席者

3 人以内

ウ 審査内容

プレゼンテーション（30分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（10分以内）を実施し、「審査基準」に基づき行った評価の最高得点者を最優秀提案者として選定する。

プレゼンテーションではプロジェクター等を使用しても構わないが、その際の説明内容は、提出された企画提案書等に記載されている内容のみとする。なお、スクリーン、プロジェクター及び延長コードは当院が準備するが、それ以外（パソコン等）は参加事業者が準備すること。事前にプレゼン会場の映像機器や配線等を確認したい場合は、本要領3に掲げる担当課に連絡すること。

エ 審査結果

審査結果は、平成30年12月7日（金）までに、第2次審査の参加事業者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛にメール又はFAXで通知する。

また、当院ホームページにおいて公表する。

12 契約手続

11の1次審査及び2次審査の結果、最優秀提案者となった事業者と契約手続を進める。

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。

14 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。
- (5) 見積額の100分の108に相当する額が、2の(5)の提案上限額を超えているとき。

15 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めない。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、当院がこのプロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。
- (4) 提出された参加表明書、企画提案書等は、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16号）の規定に基づく公文書の開示請求の対象になる。
- (5) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。
- (6) 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負わない。